

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所建物等管理規程

制定 平成17年4月1日 17規程第40号

最終改正 令和6年3月29日 令05規程第40号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の業務の用に供する土地、立木、建物及び施設並びにこれらに附帯する工作物その他のもの（以下「建物等」という。）の維持管理（つくばセンター以外においては研究環境整備本部の所掌に係るものを除く。）及び保安について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において「事業所群等」とは、東京本部、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター、地域センター、事業所、別表第1の群欄に掲げる事業所を区分する群及び支所並びにそれらに置かれる施設をいう。

(法等との関係)

**第3条** 建物等の維持管理及び保安については、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(建物等の使用)

**第4条** 役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者（以下「役職員等」という。）は、研究所の業務以外の目的のために建物等を使用してはならない。

- 2 役職員等は、研究所の業務以外の目的のために建物等を使用しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならない。
- 3 理事長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において必要と認めるときは、前項の許可をすることができる。この場合において、建物等の維持管理又は保安のために必要な指示をし、又はその使用について条件を付すことができる。
  - 一 研究所の業務に支障を及ぼさないこと。
  - 二 建物等内の秩序を乱さないこと。
- 4 前二項の規定にかかわらず、役職員等は、役職員等相互の、又は研究所以外の者との交流促進の目的のために建物等（屋外を除く。）を使用しようとする場合は、建物等責任者（第5条第1項に規定する者をいう。）の許可を受けなければならない。ただし、役職員等が、この項本文の目的のために建物等のうち建物等責任者が指定する居室を使用しようとする場合（火気を使用しない場合に限る。）には、この項本文の許可を事前に受けたものとみな

す。

5 建物等責任者は、前二項の規定により許可を受けた建物等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該使用を中止させることができる。

- 一 研究所の業務に支障を及ぼす場合
- 二 建物等の秩序を乱す恐れがある場合
- 三 役職員等の安全保持上支障がある場合

6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、第4項に規定する目的のために、建物等のうち屋外を使用しようとする場合の手続については、理事長が別に決定する。

(建物等の管理体制)

**第5条** 建物等の維持管理及び保安に係る業務を行うため、研究所に建物等管理者及び建物等責任者を置く。

2 建物等管理者は、別表第2の事業所群等欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建物等管理者欄に掲げる者をもって充てる。

3 つくばセンターの建物等管理者の任務を補佐するため、つくばセンターに建物等副管理者を置くことができる。

4 建物等副管理者は、つくばセンター次長、施設部長、施設利用部長又は業務部長のうちから建物等管理者が指名する。

5 建物等責任者は、別表第2の事業所群等欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の建物等責任者欄に掲げる者をもって充てる。

(建物等管理者等の任務)

**第6条** 建物等管理者は、事業所群等における建物等の維持管理及び保安に係る業務を管理する。

2 つくばセンターにおいて第5条第3項により建物等副管理者が置かれる場合は、つくばセンターの建物等管理者は、前項の任務を建物等副管理者に委任することができる。

3 建物等責任者は、建物等管理者を補佐し、事業所群等における建物等の維持管理及び保安に係る業務を行う。

(建物等の維持管理)

**第7条** 建物等管理者、建物等副管理者及び建物等責任者（以下「建物等管理者等」という。）は、建物等の状態、使用状況等を把握し、常に良好な状態で使用できるよう努めなければならない。

2 建物等管理者等は、建物等の清掃、美化等を管理し、建物等を常に清潔に保つよう必要な措置を講ずるものとする。

3 建物等管理者等は、建物等の管理のため、必要に応じて建物等の管理に係る部門等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。）の関係者と協議するものとする。

(役職員等の義務)

**第8条** 役職員等は、建物等管理者等の建物等の維持管理又は保安のためにする指示に従わな

ければならない。

(使用、立入制限等)

**第9条** 建物等管理者又は建物等副管理者は、建物等の維持管理又は保安のため必要があると認める場合は、その全部又は一部について使用、立入り等の制限又は禁止をすることができる。

2 役職員等は、次に掲げる施設、室等に、関係者以外、みだりに立ち入ってはならない。

- 一 エネルギーセンター、変電所及び公害処理場
- 二 防災センター、守衛所及び電話交換機室
- 三 監視盤室、機械室、電気室及び電算機室
- 四 車庫及び倉庫
- 五 その他建物等管理者が指定する場所

**第10条** 削除

(物品の販売等)

**第11条** 役職員等は、建物等において物品の販売、宣伝又は契約の仲介その他これに類する行為(以下「物品の販売等」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、建物等責任者は、特別の事情があると認める場合は、役職員等に対し、建物等における物品の販売等を許可することができる。

(掲示)

**第12条** 役職員等は、建物等において、文書、図面等を頒布し、又は掲示物を掲示することができる。

2 建物等責任者は、前項の文書、図面等又は掲示物が、研究所の業務に支障が生ずる恐れがあると認められる場合又は建物等内の秩序を乱し、若しくは管理に支障が生ずると認める場合には、これらを撤去することができる。

(駐車等)

**第13条** 役職員等は、建物等において建物等管理者が指定する駐車区域、駐車場、保管場所等以外に車両又は自転車を駐車し、駐輪し、又は保管することはできない。

(喫煙)

**第14条** 役職員等は、建物等において、建物等責任者が指定する室、場所等以外で喫煙してはならない。

(退去命令等)

**第15条** 建物等管理者又は建物等副管理者は、建物等において次の各号の一に該当する役職員等に対して、その行為の禁止又は建物等からの退去若しくは建物等への立入りの禁止を命ずることができる。

- 一 銃器、凶器その他の危険物を建物等に持ち込み又は持ち込もうとする者
- 二 他の役職員等に面会を強要する者
- 三 寄附の強要又は押売りをする者
- 四 建物等管理者が立入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとする者
- 五 第12条第2項に規定する場合に文書又は図面等を頒布し、若しくは掲示物を掲示し、

又はこれらの行為をしようとする者

六 多数集合し、放歌高唱し、拡声器による放送をし、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする者

七 座り込み、通行の妨害になる行為若しくは妨害になる恐れのある行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

八 建物等を損傷、汚損その他建物等の環境を害する行為をし、又はしようとする者

九 旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立看板その他これらに類する物を掲げ、又は掲げようとする者

十 その他建物等の管理に支障があると認められる行為若しくは役職員等の安全をおびやかすような行為をし、又はしようとする者

(撤去命令等)

**第16条** 建物等管理者は、建物等において、次の各号の一に該当する物を所有する、又は所持する役職員等に対して、その移動、撤去又は搬出を命ずることができる。

一 銃器、凶器その他の危険物

二 拡声器又は宣伝カー

三 建物等を損傷する若しくは汚損する物又は建物等の環境を害する物

四 建物等に掲揚され、掲示され、若しくは貼りつけられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立看板その他これらに類する物

五 第13条の規定により建物等管理者が指定した駐車区域、駐車場、保管場所等以外に駐車、駐輪又は保管された車両又は自転車

六 その他建物等内の秩序及び管理に支障が生じ、若しくは支障が生ずる恐れがあると認められる物又は役職員等の安全保持上支障があると認められる物

(修復等)

**第17条** 建物等管理者又は建物等副管理者は、前二条に規定する役職員等が建物等を損傷し、汚損し又は建物等の環境を害した場合は、その修復を命ずることができる。

2 建物等管理者又は建物等副管理者は、次に掲げる場合は、前条各号に掲げる物を移動、撤去又は搬出することができる。

一 前条各号に掲げる物の所有者又は所持者が移動、撤去又は搬出の命令に従わない場合

二 前条各号に掲げる物の所有者又は所持者の所在が不明な場合であって、当該物の移動、撤去又は搬出を命じられないとき。

三 緊急に移動、撤去又は搬出する必要があると認める場合

(許可の条件等)

**第18条** 建物等管理者等は、この規程に定める許可、指定等をする場合は、建物等の維持管理及び保安のために必要な指示をし、又は条件を付すことができる。

2 建物等管理者等は、役職員等が建物等管理者等の許可の内容又は前項の指示若しくは条件に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

(保安措置)

**第19条** 建物等管理者又は建物等副管理者は、第15条から第17条までに定めるほか、建物等

について必要な保安措置を講ずるものとする。

(準用)

**第20条** 第4条及び第8条から前条までの規定は、研究所以外の者（次項に規定する者を除く。）について準用する。

2 第4条第1項及び第4項並びに第8条から前条までの規定は、国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の新事業目的利用に関する規程（令03規程第10号）第5条第4項により提供研究施設等の利用の許可の通知を受けた事業者の従業員（役員、嘱託、臨時雇用労働者及び派遣労働者を含む。）について準用する。この場合において、第4条第1項中「研究所の業務」とあるのは「研究所から提供研究施設等の利用の許可の通知を受けた事業」と読み替えるものとする。

(雑則)

**第21条** 次に掲げる建物等の使用については、別に定める。

一 さくら館

二 けやき館

三 つくばセンター共用講堂

2 建物等に係る事故、災害等の防止及び事故、災害その他非常の際における措置に関して必要な事項は、別に定める。

3 建物等に係る施錠、鍵の保管に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(独立行政法人産業技術総合研究所研究設備使用規程等の廃止)

2 次に掲げる規程及び規則は、廃止する。

一 独立行政法人産業技術総合研究所研究設備使用規程（16規程第32号）

二 建物等管理規則（13規則第91号）

(経過措置)

3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の独立行政法人産業技術総合研究所研究設備使用規程又は建物等管理規則の規定によりなされた申請、許可その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた申請、許可その他の行為とみなす。

**附 則（18規程第62号・一部改正）**

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

**附 則（21規程第47号・一部改正）**

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

**附 則（22規程第16号・一部改正）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（22規程第70号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（22規程第123号・一部改正）**

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

**附 則（23規程第11号・一部改正）**

この規程は、平成23年5月13日から施行する。

**附 則（24規程第12号・一部改正）**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（24規程第45号・一部改正）**

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則（25規程第54号・一部改正）**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（26規程第9号・一部改正）**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第35号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第69号・一部改正）**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則（27規程第103号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第27号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則（30規程第8号・一部改正）**

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（令02規程第12号・一部改正）**

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則（令02規程第17号・一部改正）**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則（令03規程第1号・一部改正）**

この規程は、令和3年4月12日から施行する。

**附 則（令03規程第11号・一部改正）**

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

**附 則（令03規程第41号・一部改正）**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則（令04規程第53号・一部改正）**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第20号・一部改正）**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

**附 則（令05規程第29号・一部改正）**

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

**附 則（令05規程第40号・一部改正）**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

拠点	事業所	群
つくばセンター	中央事業所	1 群
		本部・情報棟
		2 群
		3 群
		4 群
		5 群
		6 群
		7 群
	東地区	

別表第 2

事業所群等	建物等管理者	建物等責任者
東京本部	東京本部事業所長	調整室長
つくばセンター（つくばセンター体育館、グラウンドその他の福利厚生施設、第 4 条第 4 項、同条第 5 項、第 7 条第 2 項、第 11 条、第 12 条及び第 14 条に規定する業務並びに業務部の所掌に係るものを除く。）	研究環境整備本部長	つくば安全管理部長
つくばセンター（つくばセンター体育館、グラウンドその他の福利厚生施設に限る。）	つくばセンター所長	ベネフィット推進室長
つくばセンター中央事業所 1 群 つくばセンター中央事業所本部・情報棟 （つくばセンター体育館、グラウンドその他の福利厚生施設を除き、第 4 条第 4 項、同条第 5 項、第 7 条第 2 項、第 11 条、第 12 条及び第 14 条に規定する業務並びに業務部の所掌に係るものに限る。）	つくばセンター所長	総務室長
つくばセンター中央事業所 2 群 つくばセンター中央事業所 3 群 つくばセンター北事業所 （第 4 条第 4 項、同条第 5 項、第 7 条第 2 項、第 11 条、第 12 条及び第 14 条に規定する業務並びに業務部の所掌に係るものに限る。）	つくばセンター所長	第一研究支援室長
つくばセンター中央事業所 4 群 つくばセンター中央事業所 5 群 つくばセンター中央事業所 6 群 つくばセンター中央事業所 7 群 つくばセンター中央事業所東地	つくばセンター所長	第二研究支援室長



区 (第4条第4項、同条第5項、第7条第2項、第11条、第12条及び第14条に規定する業務並びに業務部の所掌に係るものに限る。)		
つくばセンター西事業所 (第4条第4項同条第5項、第7条第2項、第11条、第12条及び並びに第14条に規定する業務並びに業務部の所掌に係るものに限る。)	つくばセンター所長	第三研究支援室長
福島再生可能エネルギー研究所	福島再生可能エネルギー研究所所長	福島再生可能エネルギー研究所業務室長
柏センター	柏センター所長	柏センター業務室長
臨海副都心センター	臨海副都心センター所長	臨海副都心センター業務室長
北陸デジタルものづくりセンター	北陸デジタルものづくりセンター所長	北陸デジタルものづくりセンター業務室長
北海道センター	北海道センター所長	北海道センター業務室長
東北センター	東北センター所長	東北センター業務室長
中部センター	中部センター所長	中部センター業務室長
関西センター	関西センター所長	関西センター業務室長
中国センター	中国センター所長	中国センター業務室長
四国センター	四国センター所長	四国センター業務室長
九州センター	九州センター所長	九州センター業務室長